

平成24年4月1日から

高石市の乳幼児等医療費助成制度

が変わります。



※※※ 助成内容を次のように拡大します。 ※※※

(注) 障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、生活保護等を受給中の方は対象外です。

平成24年3月31日まで (旧)

対象年齢	助成対象の区別
0才～4才未満	通院
	入院
4才～ 小学校就学前 (6才)	入院



平成24年4月1日から (新)

対象年齢	助成対象の区別
0才～ 小学校就学前 (6才)	通院
	入院
小学校就学～ 小学校卒業年度末	入院

※ ただし1医療機関ごとに、月2日を限度に1日500円までの一部自己負担金が必要です。

《0才～小学校就学前》

申請により医療証を交付いたします。

市役所健康保険課医療助成係に申請してください。医療証をお渡しします。

旧制度の医療証をお持ちの方も申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- お子様の加入している健康保険証
- 1月1日に高石市に住民票がない保護者（転入等）の方は、所得を確認できる書類

※ 1月から6月転入等の場合は、前々年中および前年中の所得（2年分）

7月から12月転入等の場合は、前年中の所得（1年分）

《小学校就学～小学校卒業年度末》

医療証の交付はありません。

入院医療費および入院時食事療養費のみの助成になります。

医療証の交付はありませんので、いったん医療機関で医療費を支払ったあと、

申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- お子様の加入している健康保険証
- 印鑑
- 領収書
- お子様、または保護者名義の預金通帳



《お問い合わせ》

高石市健康保険課医療助成係

TEL072(265)1001 内線 1241

一部自己負担金について

ひとつの医療機関(同一医療機関でも、入院・通院・歯科は別医療機関とみなします。

調剤薬局での一部自己負担金はありません。)あたり、月2日を限度に

1日500円までの一部自己負担金が必要です。

ただし、1人あたり的一部自己負担金が1か月2,500円(健康保険適用分のみ)

を超えた場合、申請によりお返しします。

※ 例2)の場合、申請により500円をお返しいたします。

計算:3,000円-2,500円=500円

一部自己負担金計算例

例1) 同じ月に複数の病院を受診した場合

A病院	B病院	C薬局			
通院(5日間) 一部負担金 1日目 500円 2日目 500円 3日目以降 なし	通院(3日間) 一部負担金 1日目 500円 2日目 500円 3日目以降 なし	A病院およびB病院の 院外処方箋による 保険調剤 一部自己負担なし			
↓	↓	↓			
1,000円	+	1,000円	+	0円	=2,000円/ひと月

例2) 同じ月にひとつの病院(D病院)で入院・通院・歯科を受診した場合

D病院	D病院	D病院			
入院(7日間) 一部負担金 1日目 500円 2日目 500円 3日目以降 なし	通院(4日間) 一部負担金 1日目 500円 2日目 500円 3日目以降 なし	歯科(2日間) 一部負担金 1日目 500円 2日目 500円			
↓	↓	↓			
1,000円	+	1,000円	+	1,000円	=3,000円/ひと月
※申請により 3,000円-2,500円(1か月の上限)=500円(返金)					